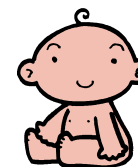
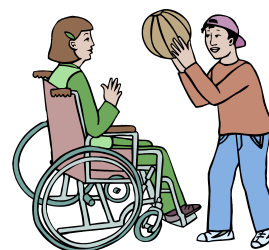
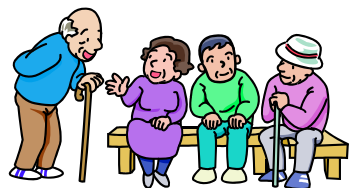


障害者差別解消法による 障害者政策の新たな展開

平成26年9月18日

伊奈川秀和



全ての国民が、年齢や障害の有無によって
分け隔てられることなく
相互に人格と個性を尊重し合いながら
ともに支えあって生きる社会

共生社会 (Cohesive society) の概念

○近接概念としての「**社会的統合 (Social Cohesion)**」

* そもそもは、社会学者デュルケムが『社会分業論』(1893)の中で使用。

⇒「かくして、我々は、分業をして**社会的統合 (cohésion sociale)**の源泉とする新たな理由を認めるに至る。」(第3編第2章)

* **社会的排除 (social exclusion)**とも関係

・ルネ・ルノワール『排除された人々: 10人に1人のフランス人 (Les exclus: un français sur dix)』(1974)が嚆矢

⇒ 社会的排除 vs 社会的包摂

○現在、ヨーロッパ等でも、**格差・排除のない社会構築**に向けた理念として広く使用

① 欧州共同体 (EU): 格差をなくし、完全雇用と**インクルーシブ社会**を実現

⇒ リスボン戦略 (2000～2010)

* 経済的・社会的・地域的統合に関しては、EUの地域間格差の解消

② 欧州評議会 (Council of Europe): 格差・排除をなくし、社会の全構成員の福祉を確保

⇒ 新社会的統合戦略 (2010)

障害者基本法(昭和四十五年五月二十一日法律第八十四号)

(目的)

第一条 この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、... (略)...
ること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

【参考】東日本大震災復興基本法(平成二十三年六月二十四日法律第七十六号)

(基本理念)

第二条

五 次に掲げる施策が推進されるべきこと。

イ・ロ (略)

ハ 地域の特色ある文化を振興し、地域社会の絆の維持及び強化を図り、並びに **共生社会の実現**に資するための施策

- 母親と2歳の子を養うメナール婦人(寡婦)は、町の慈善事務所からの支給品で飢えを凌いでいたが、36時間もの間何も口に出来ない状況の中で、ついにパン屋でパンを盗んでしまった。以下は、本緊急窃盗に対して無罪を言いわたしたマニョー判事の判決。
- マニョー判事は、この判決をきっかけに「善人裁判官(bon juge)」と呼ばれた。本件は緊急窃盗の不可罰性に関する判決であるが、同時に社会扶助制度が整わない中での貧困への対応にも関わる。

「裁判所は、以下のとおり判決する。

(略)

・被告人がピエール・パン店でパンを盗んだとき、無一文で支給された食料も36時間前から底をついた状態であった。彼女もその母もこの間何も食べておらず、家にあつたわずかのミルクを子供に残すのみであった。良く組織された社会にあって、この『社会』の一員である人間、しかも家族の母親が、自分の過失ではなくパンを得られないのは、嘆かわしい。同様の状況が生じた場合、それはルイーズ・メナールの場合に端的に当てはまるが、裁判官は、法律の厳格な規定を人道的に解釈できるし、そうすべきである。

<続き>

・飢えは、人間からその自由な意思の一部を剥奪し、かなりの程度まで善悪の観念を弱体化させる傾向がある。

・通常なら罰すべき行為でも、それを犯した者が必需品である食料を得るという絶対的必要性に迫られて行動した場合には、我々の特性として、それなしでは肉体の維持を確保することができないことから、当該行為の悪質性が大幅に減ぜられる。

・さらに、長期わたる食料の欠乏に起因する激しい苦しみが、本件のように母親がその扶養する乳幼児がそのような苦しみに合わないようにするという極めて自然な欲求と結びつく場合には、悪質な意図は大幅に軽減される。

・その結果、自由かつ意識的が貫徹するような悪質な心情が持つ全ての特徴は、ルイーズ・メナールが犯した行為には見出せず、彼女は得られるだろう最初の仕事からピエール・パン店に賠償をする旨申し出ている。

・病的な状態、とりわけ妊娠状態は、必要性なしに犯した窃盗の行為者を責任ないものとして放免することを頻繁に認めているならば、そのような免責は、空腹という抗しがたい本能の下で行動した者に対して、より強い理由で認められるべきである。

・結論としては、刑法第64条に基づき、無罪として被告人に対する訴追を取り消す理由がある。

・以上の理由から、裁判所はルイーズ・メナールを無罪として訴追を取り消す。」

レ・ミゼラブル(ヴィクトル・ユゴー)

「はじめに

法律や慣習によるきびしい社会的制裁が存在するかぎり、つまり、神聖であるべき運命を人間がゆがめ、この文明社会のまっただなかに、宿命的な地獄をつくりだしているかぎり、また、今世紀がかかえている問題、すなわち、貧困による男の墮落、飢餓による女の転落、暗黒におおびえる子どもたちの不幸、この三つの問題が解決されないかぎり、また、あちらこちらの地方で窒息状態の生じる可能性があるかぎり、一要するに、この地上に無知と悲慘が存続するかぎり、このような性質の書物もけっして無益ではないだろう。」

(清水正和訳(福音館書店、1996年) * ふりがな等は省略)

穂積陳重『隠居論』

(日本経済評論社、復刻版1978年)

● 隠居の起源

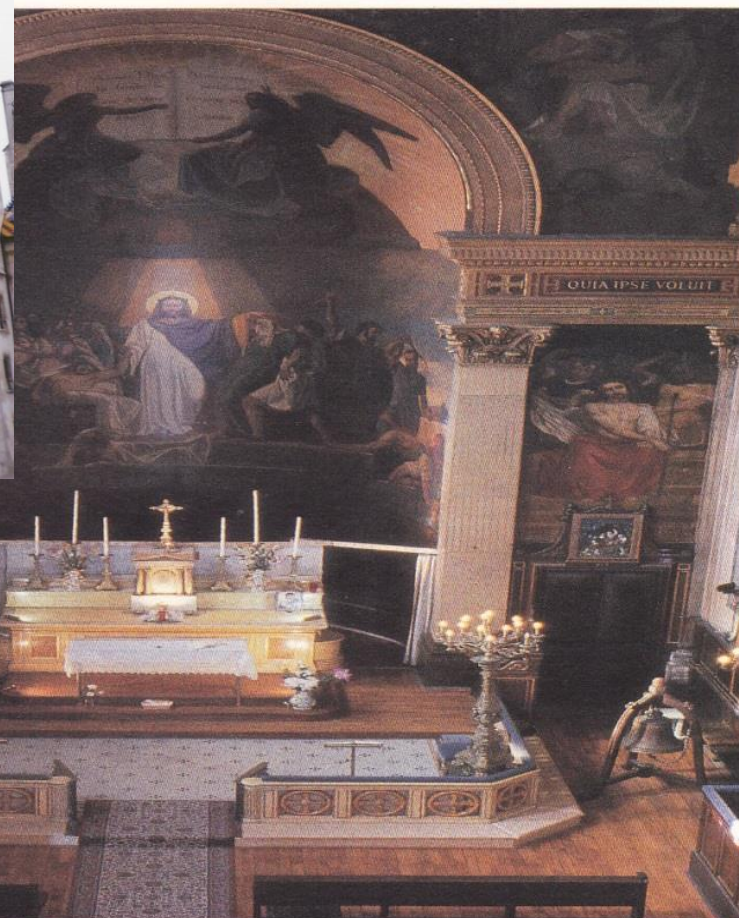
- ・ 食老俗 ⇒ 殺老俗 ⇒ 棄老俗 ⇒ 退老俗
* 姥捨て山伝説

● 隠居の将来

- ・ 優老の習俗・徳教・体制・法制・存続

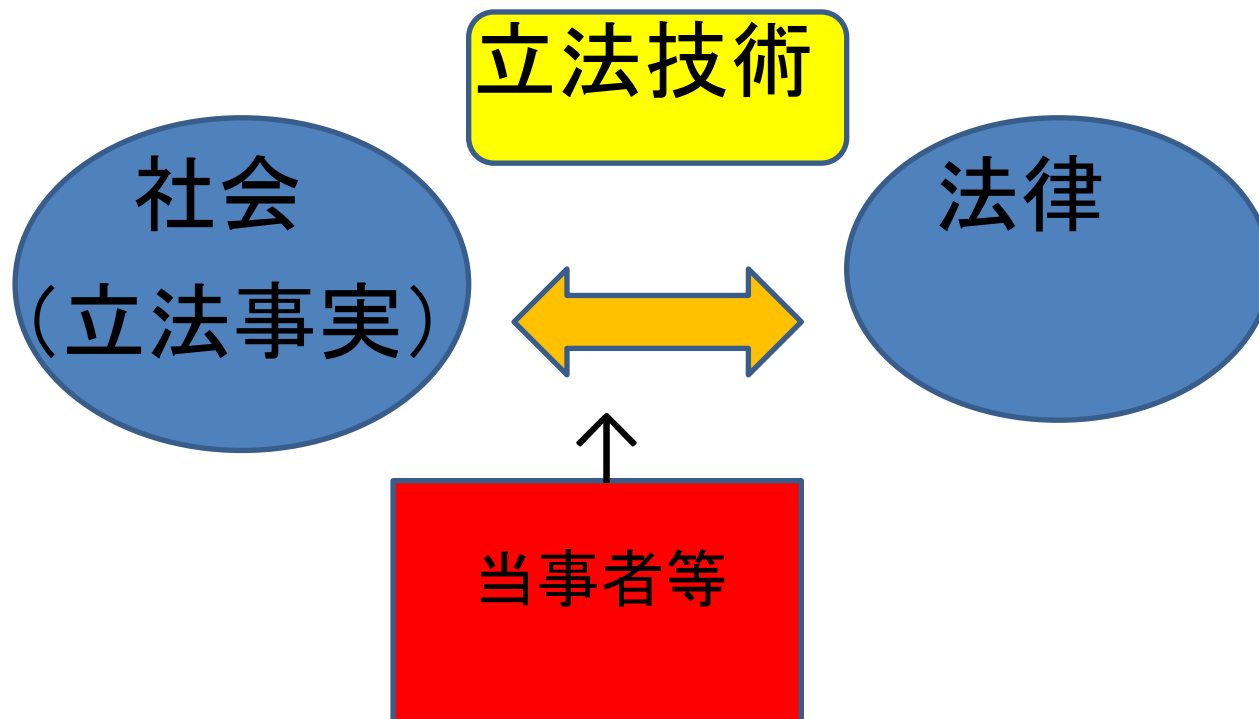
「第二十世紀の新現象と称すべきもの頗る多し。空に飛行機あり、地に自動車あり、学会に『ラヂウム』の発見あり、而して法律界に於いては、人生の両極端に関して古来未曾有の新制度の設定せらるるを觀るに至れり。未曾有の新制度は何ぞ、少年裁判制度及び養老期金制度即ち是なり。」

オスピス・ドゥ・ボーヌ(ボーヌ、フランス)



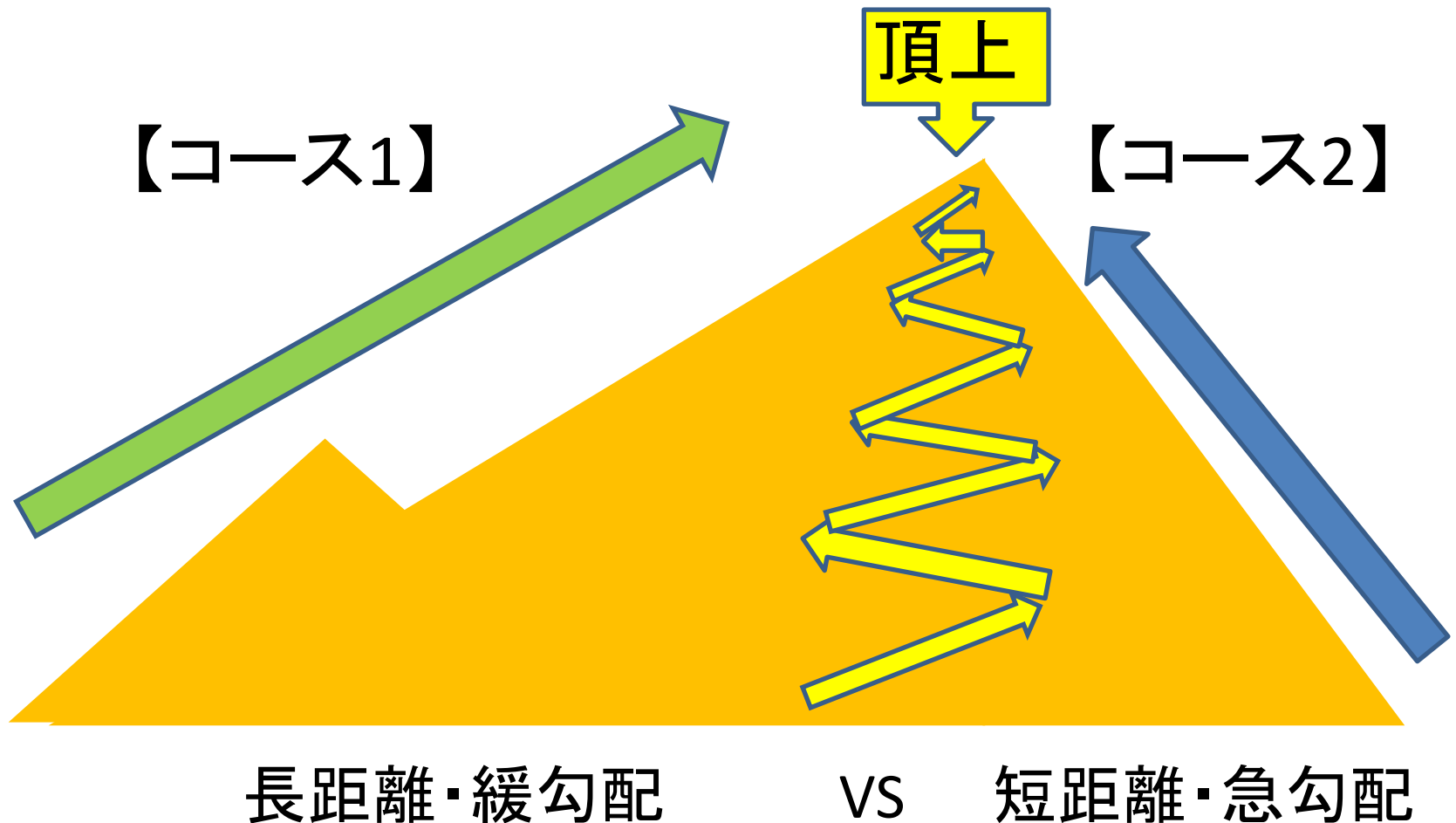
社会と法律

● 法律の生成発展的性格



目標（法律）までの道のり

●天の時、地の利、人の和



社会保障制度の変遷

昭和20年代

戦後の混乱・生活困窮者の緊急支援

戦後の緊急援護と基盤整備(いわゆる「救貧」)

- 昭21 生活保護法制定
- 昭22 児童福祉法制定
- 昭23 医療法、医師法制定
- 昭24 身体障害者福祉法制定
- 昭25 制度審議会(社会保障制度に関する勧告)

昭和30・40年代

高度経済成長・生活水準の向上

国民皆保険・皆年金と社会保障制度の発展(いわゆる「救貧」から「防貧」へ)

- 昭33 国民健康保険法改正(国民皆保険)
- 昭34 国民年金法制定(国民皆年金)
- 昭36 国民皆保険・皆年金の実施
- 昭38 老人福祉法制定
- 昭48 福祉元年
(老人福祉法改正(老人医療費無料化)、健康保険法改正(家族7割給付、高額療養費)、年金制度改正(給付水準引上げ、物価・賃金スライドの導入))

昭和50・60年代

高度経済成長の終焉・行財政改革

安定成長への移行と社会保障制度の見直し

- 昭57 老人保健法制定(一部負担の導入等)
- 昭59 健康保険法等改正(本人9割給付、退職者医療制度)
- 昭60 年金制度改正(基礎年金導入、給付水準適正化、婦人の年金権確立)
医療法改正(地域医療計画)

平成以降

少子化問題・バブル経済崩壊と長期低迷

少子高齢社会に対応した社会保障制度の構造改革

- 平元 ゴールドプラン策定
- 平2 老人福祉法等福祉8法の改正(在宅福祉サービスの推進、福祉サービスの市町村への一元化)
- 平6 エンゼルプラン、新ゴールドプラン策定
年金制度改正(厚生年金の定額部分の支給開始年齢引上げ等)
- 平9 介護保険法制定
- 平11 新エンゼルプラン策定
- 平12 介護保険開始
- 平15 次世代育成支援対策推進法制定・少子化社会対策基本法制定
- 平16 年金制度改革(世代間公平のためのマクロ経済スライドの導入等)
- 平17 介護保険改革(予防重視型システムへの転換、地域密着型サービスの創設)
- 平18 医療制度改革(医療費適正化の総合的な推進等)

社会立法第三の波(パラダイム転換)

●第1の波<大正~昭和初期>

・社会政策立法 = 恩恵的 / 慈善的

- * 健康保険法(1922年)、救護法(1929年)、公益質屋法(1927年)
- * 借地・借家法(1921年)、小作調停法(1924年)

●第2の波<戦後>

・生存権(憲法25条)と福祉6法等 = 権利

- * 身体障害者福祉法(1947年)、知的障害者福祉法(1960年)、精神保健法(1950年)、障害者雇用促進法(1960年)等

●第3の波<現在>

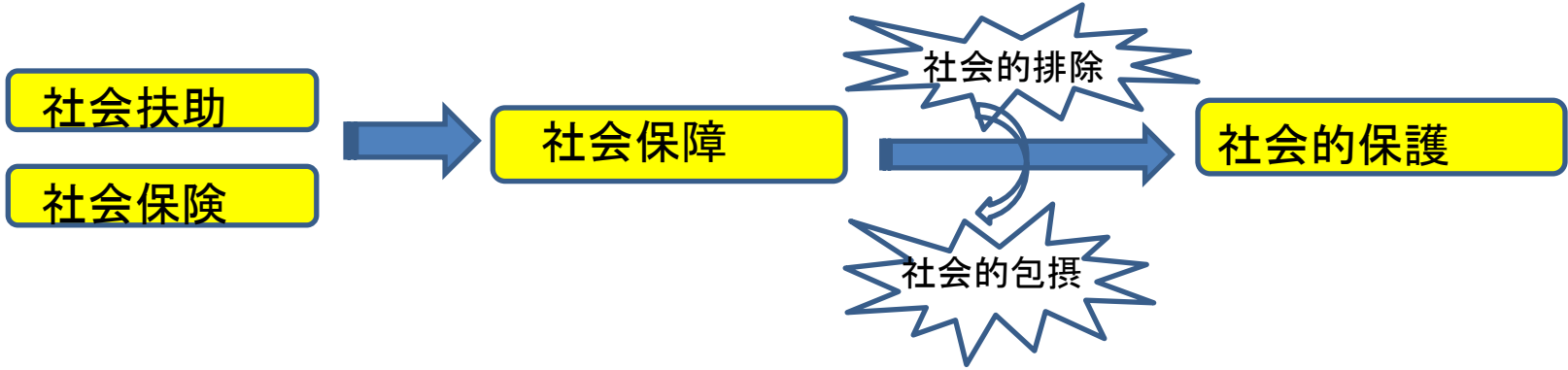
・福祉以外への外延の拡大 + 児童権利条約・障害者権利条約

- * 児童虐待防止法(2000年)、身体障害者補助犬法(2002年)、高齢者虐待防止法(2005年)、障害者虐待防止法(2011年)、障害者優先調達推進法(2012年)、障害者差別解消法(2013年)



・共生社会の構築

社会保障から社会的保護へ



共生社会 (cohesiove society) の構築 → 社会的統合 (social cohesion)

児童権利条約、障害者権利条約

	【福祉等】	【人権、自立等】	【その他】
子ども	= 児童福祉	児童虐待防止法	
母子	= 母子寡婦福祉	DV法	
障害者	= 障害者福祉	障害者虐待防止法 障害者差別解消法	補助犬法 ハート購入法
高齢者	= 高齢者福祉 + 介護保険	高齢者虐待防止法	
低所得者	= 生活保護法	生活困窮者自立支援法	
外国人 etc			

日常生活自立
 支援事業

権利擁護

全世代型・地域づくりアプローチ

全世代型アプローチ

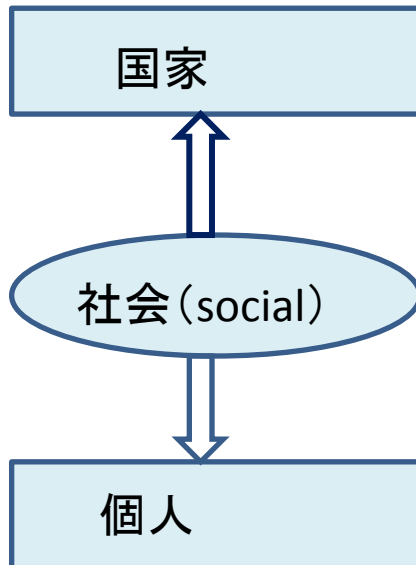
①子ども・子育て3法

地域づくりアプローチ

①障害者差別解消支援地域協議会

②地域包括ケア

多様な主体の連携・協働



	公	社会	私
官	措置制度	介護保険	
社会的パートナー	社会福祉法人、NPO、住民組織等		
民			市場

障害者制度改革の3本柱

①障害者基本法の改正【23年法案提出を目指す】

⇒(H23)

障害者基本法の一部を改正する法律

②障害者総合福祉法(仮称)の制定【24年法案提出】

⇒(H24)

障害者総合支援法

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)

③障害を理由とする差別の禁止に関する法律の制定【25年法案提出を目指す】

⇒(H25)

障害者差別解消法

(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)

障害者制度改革の推進のための基本的な方向について(平成22年6月29日閣議決定)【概要】

目的・基本的考え方

●障がい者制度改革推進会議の「障害者制度改革の推進のための基本的な方向(第一次意見)」(平成22年6月7日)を最大限に尊重し、我が国の障害者に係る制度の集中的な改革の推進を図る。

➡ 障害の有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現

障害者制度改革の基本的方向と今後の進め方

基礎的な課題における改革の方向性

(1) 地域生活の実現とインクルーシブな社会の構築

- ・障害者が自ら選択する地域への移行支援や移行後の生活支援の実施、及び平等な社会参加、参画を柱に据えた施策の展開
- ・虐待のない社会づくり

(2) 障害のとらえ方と諸定義の明確化

障害の定義の見直し、合理的配慮が提供されない場合を含む障害を理由とする差別や、手話その他の非音声言語の定義の明確化

横断的課題における改革の基本的方向と今後の進め方

(1) 障害者基本法の改正と改革の推進体制

- ・障害や差別の定義を始め、基本的施策に関する規定の見直し・追加
- ・改革の集中期間内における改革の推進等を担う審議会組織の設置
- ・改革の集中期間終了後に障害者権利条約の実施状況の監視等を担ういわゆるモニタリング機関の法的位置付け 等

→ 第一次意見に沿って検討、23年に法案提出を目指す

(2) 障害を理由とする差別の禁止に関する法律の制定等

- ・障害者に対する差別を禁止し、被害を受けた場合の救済等を目的とした制度の構築

→ 第一次意見に沿って検討、25年に法案提出を目指す

これに関連し、人権救済制度に関する法案も早急に提出できるよう検討

(3) 「障害者総合福祉法」(仮称)の制定

- ・制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする制度の構築

→ 第一次意見に沿って検討、24年に法案提出、25年8月までの施行を目指す

工程表

	平成21年12月～平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
横断的課題のスケジュール等	障がい者制度改革推進本部の設置(平成21年12月)	●障害者基本法抜本改正・制度改革の推進体制等に関する法案の提出	●次期障害者基本計画決定(12月目途) ●障害者総合福祉法案(仮称)の提出	●障害者差別禁止法案(仮称)の提出(改革の推進に必要な他の関係法律の一括整備法案も検討) 8月までの施行	
個別分野における基本的方向と今後の進め方 ※主な事項について記載					
(1) 労働及び雇用		・福祉的就労への労働法規の適用の在り方 (～23年内)			
		・雇率率制度についての検証・検討 (～24年度内目途)			
		・職場での合理的配慮確保のための方策 (～24年度内目途)			
(2) 教育		・障害のある子どもが障害のない子どもと共に教育を受けるインクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえた制度改革の基本的方向 (～22年度内)			
		・手話・点字等に通じた教員等の確保・専門性の向上に係る方策 (～24年内目途)			
(3) 所得保障		・障害者の所得保障の在り方を公的年金の抜本見直しに併せて検討 (～24年内目途)			
		・住宅の確保のための支援の在り方 (～24年内)			
(4) 医療		・医療費用負担の在り方(応能負担) (～23年内)			
		・社会的入院を解消するための体制 (～23年内)			
		・精神障害者の強制入院等の在り方 (～24年内目途)			
(5) 障害児支援		・相談・療育支援体制の改善に向けた方策 (～23年内)			
(6) 虐待防止		・虐待防止制度の構築に向けた必要な検討			
(7) 建物利用・交通アクセス		・地方のバリアフリー整備の促進等の方策 (～22年度内目途)			
(8) 情報アクセス・コミュニケーション保障		・情報バリアフリー化のための環境整備の在り方 ・障害特性に応じた災害時緊急連絡の伝達の方策 (～24年内)			
(9) 政治参加		・選挙情報への障害者のアクセスを容易にする取組 (～22年度内)			
		・投票所のバリア除去等			
(10) 司法手続		・刑事訴訟手続における障害の特性に応じた配慮方策 (～24年内目途)			
(11) 国際協力		・アジア太平洋での障害分野の国際協力への貢献			

※ 各個別分野については、改革の集中期間内に必要な対応を図るよう、工程表としてそれぞれ検討期間を設定

総則関係(公布日施行)

1) 目的規定の見直し(第1条関係)

・全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する。

2) 障害者の定義の見直し(第2条関係)

・身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁(障害がある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの)により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。

3) 地域社会における共生等(第3条関係)

1)に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図る。

- ・全て障害者は、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- ・全て障害者は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- ・全て障害者は、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

4) 差別の禁止(第4条関係)

- ・障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。
- ・社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。
- ・国は、差別の防止を図るため必要となる情報の収集、整理及び提供を行う。

5) 国際的協調(第5条関係)

・1)に規定する社会の実現は、国際的協調の下に図られなければならない。

6) 国民の理解(第7条関係)/国民の責務(第8条関係)

- ・国及び地方公共団体は、3)から5)までに定める基本原則に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を実施。
- ・国民は、基本原則にのっとり、1)に規定する社会の実現に寄与するよう努める。

7) 施策の基本方針(第10条関係)

- ・障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じて施策を実施。
- ・障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努める。

第一章 総則

(目的) 第一条 ~ (定義) 第二条 <略>

(地域社会における共生等)
第三条 <略>

(差別の禁止)

第四条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。
2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。
3 国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(国際的協調)

第五条 <略>

(国及び地方公共団体の責務)

第六条 **国及び地方公共団体は、第一条に規定する社会の実現を図るため、前三条に定める基本原則(以下「基本原則」という。)にのつとり、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。**

(国民の理解) 第七条 <略>

(国民の責務)

第八条 国民は、**基本原則**にのつとり、第一条に規定する社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(障害者週間) 第九条 <略>

(施策の基本方針)

第十条 障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策は、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、かつ、有機的連携の下に総合的に、策定され、及び実施されなければならない。
2 <略>

(障害者基本計画等)

第十一条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「**障害者基本計画**」という。)を策定しなければならない。
2 ~ 9 <略>

(法制上の措置等) 第十二条 ~ (年次報告) 第十三条 <略>

基本原則

1) 医療、介護等(第14条関係)

- ・障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じ、医療、介護、保健、生活支援等の適切な支援を受けられるよう必要な施策
- ・身近な場所において医療、介護の給付等を受けられるよう必要な施策を講ずるほか、人権を十分尊重

2) 教育(第16条関係)

- ・年齢、能力に応じ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるよう、障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策
- ・障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重
- ・調査及び研究、人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設その他の環境の整備の促進

3) 療育【新設】(第17条関係)

- ・身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けられるよう必要な施策。
- ・研究、開発及び普及の促進、専門的知識又は技能を有する職員の育成その他の環境の整備の促進

4) 職業相談等(第18条関係)

- ・多様な就業の機会を確保するよう努めるとともに、個々の障害者の特性に配慮した職業相談、職業訓練等の施策

5) 雇用の促進等(第19条関係)

- ・国、地方公共団体、事業者における雇用を促進するため、障害者の優先雇用その他の施策
- ・事業主は、適切な雇用の機会を確保するとともに、個々の障害者の特性に応じた適正な雇用管理

6) 住宅の確保(第20条関係)

- ・地域社会において安定した生活を営むことができるようにするため、住宅の確保、住宅の整備を促進するよう必要な施策

7) 公共的施設のバリアフリー化(第21条関係)

- ・交通施設(車両、船舶、航空機等の移動施設を含む。)その他の公共的施設について、円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進

8) 情報の利用におけるバリアフリー化等(第22条関係)

- ・円滑に情報を取得・利用し、意思を表示し、他人との意思疎通を図ることができるよう、障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等の必要な施策
- ・災害等の場合に安全を確保するため必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう必要な施策

9) 相談等(第23条関係)

- ・意思決定の支援に配慮しつつ、障害者の家族その他の関係者に対する相談業務等
- ・障害者及びその家族その他の関係者からの各種の相談に総合的に応ずることができるよう、必要な相談体制の整備を図るとともに、障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援その他の支援

10) 文化的諸条件の整備等(第25条関係)

- ・円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるよう必要な施策

11) 防災及び防犯【新設】(第26条関係)

- ・地域社会において安全にかつ安心して生活を営むことができるよう、障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じて、防災及び防犯に関し必要な施策

12) 消費者としての障害者の保護【新設】(第27条関係)

- ・障害者の消費者としての利益の擁護及び増進が図られるよう、適切な方法による情報の提供その他必要な施策

13) 選挙等における配慮【新設】(第28条関係)

- ・選挙等において、円滑に投票できるようにするため、投票所の施設、設備の整備等必要な施策

14) 司法手続における配慮等【新設】(第29条関係)

- ・刑事事件等の手続の対象となった場合、民事事件等に関する手続の当事者等となった場合、権利を円滑に行使できるよう、個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手段を確保するよう配慮するとともに、関係職員に対する研修等必要な施策

15) 国際協力【新設】(第30条関係)

- ・外国政府、国際機関又は関係団体等との情報の交換その他必要な施策

障害者政策委員会等（公布から1年以内に政令で定める日から施行）

国）障害者政策委員会（第32～35条関係）

- ・中央障害者施策推進協議会を改組し、「障害者政策委員会」を内閣府に設置（障害者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者、学識経験者のうちから総理が任命）
- ・障害者基本計画の策定に関する調査審議・意見具申、同計画の実施状況の監視・勧告等

地方）審議会その他の合議制の機関（第36条関係）

- ・地方障害者施策推進協議会を改組し、その所掌事務に障害者に関する施策の実施状況の監視を追加等

附則

検討（附則第2条関係）

- ・施行後3年を経過した場合、施行の状況について検討を加え、その結果に基づき必要な措置
- ・障害に応じた施策の実施状況を踏まえ、地域における保健、医療及び福祉の連携の確保その他の障害者に対する支援体制の在り方について検討を加え、その結果に基づき必要な措置 等

「障害を理由とする差別の禁止に関する法制」についての差別禁止部会の意見

部会三役
作成

障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備をはじめとする制度の集中的な改革

「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」

(平成22年6月閣議決定)

「障害を理由とする差別を禁止するとともに、差別による人権被害を受けた場合の救済等を目的とした法制度の在り方について」検討

差別禁止部会における検討
平成22年11月～平成24年9月
H22.11～障がい者制度改革推進会議の下に設置
H24.7～障害者政策委員会

法制の制定について
部会の意見
平成24年9月14日

政府において法案を作成、平成25年常会への提出を目指す

法律の必要性

- 差別に当たると思われる事案が多数存在するが、既存の法律では解決が十分ではない
 - はたして障害への理解不足に起因する場合も、多くの国民は「差別はよくない」
- 何が差別に当たるのか「物差し」を明らかにし社会的ルールとして共有すること
- 簡易迅速な紛争解決の仕組み等の法的な保護の仕組みを用意すること

第1部 総則

「理念」として重要な視点

- 「完全参加と平等」 → 差別の早急な解消
- 「共生社会」の実現
→ 相手方を一方的に非難し制裁する趣旨ではない
- 「多様性」や「差異」の尊重
→ 社会全体に活力をもたらすものである

目的規定に明記すべき視点

- ① 行為規範（人々の判断基準）の提示
- ② 差別からの法的保護
- ③ 国等の責務を明らかにすること
- ④ 共生社会の実現

国等の責務

- 差別の防止に向けた調査や啓発
- ガイドラインの作成
- 解決の仕組みの円滑な運用
- 関係機関の連携確保
- 関係機関の職員等に対する研修や人材育成など
(特に留意すべき領域：障害女性、ハラスメント、欠格事由)

「障害に基づく差別」とは何か

1. 「障害」とは 障害者基本法と同様、機能障害(インペアメント)を中心に据えることが妥当

2. 「障害に基づく差別」とは 「不均等待遇」及び「合理的配慮の不提供」をいう

① 不均等待遇

障害又は障害に関連する事由を理由とする区別、排除又は制限その他の異なる取扱いただし、当該取扱いが客観的に見て、正当な目的の下に行われたものであり、かつ、その目的に照らして当該取扱いがやむを得ないといえる場合は例外となる

② 合理的配慮の不提供

障害者の求めに応じて、障害者が障害のない者と同様に人権を行使し、又は機会や待遇を享受するために必要かつ適切な現状の変更や調整を行うことを合理的配慮といい、これを行わないことは、差別となる。

ただし、相手方にとって「過度な負担」が生じる場合は例外となる

- 経済的・財政的なコストの面では、相手方の性格、業務の内容、業務の公共性、不特定性、事業規模、その規模から見た負担の割合、技術的困難の度合い等を考慮
- 業務遂行に及ぼす影響の面では、合理的配慮の提供により、業務遂行に著しい支障が生じるのか、提供される機会やサービス等の本質が損なわれるかどうかを考慮

第2部 各則（特に重要と思われる10分野）

各分野で、法の対象とする範囲（どのような場面での差別を対象とするか、誰を対象とするか）、「障害に基づく差別」の具体的な内容などについて、考え方を整理。

【参考】各分野の事例

公共施設・交通機関	段差のため利用できない、宿泊や乗り物の利用を断られる
情報・コミュニケーション	災害時緊急情報などが障害者に配慮しない形で提供される
商品・役務・不動産	「親を連れて来い」など言われ、日用品を売ってくれない
医療	十分な説明がないまま、治療をさせられる
教育	地域の学校へ行けな、授業・行事に参加させて貰えない
雇用	障害を理由として退職を強要される
国家資格等	点字受験などが用意されていない
家族形成	母子保健サービスなど障害のある親には利用が困難
政治参加（選挙等）	選挙に関する情報提供について十分な配慮を受けられない
司法手続	取り調べに当たって障害特性が考慮されていない

第3部 紛争の解決

求められる機能

- ① 相談及び調整
自主的な解決が望めない場合に、まずは相談を受けて、理解のある人材が仲に入り、納得を得ながら、関係を調整すること
- ② 調停、斡旋、仲裁、裁定
専門的な知識、素養、経験を有する専門家を含む中立・公平な機関による調停、斡旋等により、解決を図ること

簡易迅速な紛争解決の仕組みと司法判断

- ① 相談及び調整を担える市町村単位の身近な相談機関
- ② 調停等を担える都道府県単位の中立・公平な機関と中央に置かれる機関
- ③ 最終的には、裁判所による司法判断

障害者差別に関連する過去の立法

○身体障害者福祉法第3条(昭24法283号)

「国、地方公共団体及び国民は、身体障害者に対して、その障害のゆえをもつて不当な差別的取扱をしてはならない。」

* 松本征二『身体障害者福祉法解説』(中央社会福祉協議会、1951年)

- ・「不当な差別的取扱」とは法令の規定に違反する行為は勿論、社会通念に反するところの身体障害に不利益な取扱いをいうのである。(34p)
- ・「不当な差別的取扱い」とは、「その者にとつて、一般人と比較して、不利益な差別的取扱い」をいうのであつて、その者に有利な取扱いをすることは、この法律に関する限り別に禁止するものではない。
- ・この条文は倫理規定であり、この違反に対する罰則は考えられていない。

* 本規定は、昭和42年の改正法第三条において、身体障害者の更生のための援護等に関する国・地方公共団体及び国民の責務に関する一般的規定に変更。

改正法の施行通知によれば、「これにより今後国の身体障害者福祉行政が積極的に進められることが期待されると同時に、地方公共団体においてもこの規定の趣旨にのつとり身体障害者福祉行政を推進することがのぞまれること。なお、旧法第三条(差別的取扱の禁止)の規定の趣旨は、より積極的なものとして改正法第三条の規定に含まれることとなつたものであること」

障害者差別に関連する過去の立法(続き)

○障害者基本法第3条(平成16年改正後)

(基本的理念)

第三条

3 何人も、障害者に対して、障害を理由として、**差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。**

* 施行通知によれば、「基本的理念の規定に、何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない旨を追加するものとする。」

○障害者基本法第4条(平成23年改正後)

(差別の禁止)

第四条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、**差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。**

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について**必要かつ合理的な配慮**がされなければならない。

3 国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

* 施行通知によれば、

(1) 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないこととしたこと。

(2) 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて(1)の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならないこととしたこと。

(3) 国は、(1)の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとしたこと。

障害者権利条約の差別禁止規定

- 障害に基づく差別は、**合理的配慮**を含むこと【第2条】
- 一般原則として、**差別されないこと**（無差別）【第3条】
- 一般的義務として、
 - ・ 障害を理由とするいかなる差別もなしに、すべての障害者のあらゆる人権・基本的自由を確保・促進すること
 - ・ 障害者に対する差別を修正・廃止するためのすべての適切な措置をとること【第4条】
- **平等・無差別**
 - ・ 全ての者が法律の前に平等であること
 - ・ 障害に基づくあらゆる差別を禁止するものとし、合理的配慮が提供されることを確保するための全ての適切な措置をとること【第5条】

障害者差別解消法までの経緯

平成18年12月13日	国連総会において障害者権利条約を採択
平成19年9月28日	国連本部において日本が障害者権利条約に署名
平成20年5月3日	障害者権利条約が発効
平成22年11月22日	障がい者制度改革推進会議差別禁止部会の検討開始
平成23年8月5日	障害者基本法の改正法公布
平成24年7月27日	障害者政策委員会差別禁止部会の検討開始
平成24年9月14日	障害者政策委員会差別禁止部会の意見の取りまとめ
平成24年12月21日	民主党障がい者差別禁止PTの考え方(方針)の取りまとめ

続き

平成25年2月28日	関係府省による障害者施策に関するワーキングチームの開催
平成25年3月4日	与党障害者の差別禁止に関する立法措置ワーキングチームの開催
平成25年4月2日	障害者差別禁止立法に関する自・公・民3党の協議開始
平成25年4月23日	障害者差別解消法案の与党審査
平成25年4月26日	障害者差別解消法案の閣議決定
平成25年5月31日	衆議院本会議において障害者差別解消法案を可決
平成25年6月19日	参議院本会議において障害者差別解消法案を可決
平成25年6月26日	障害者差別解消法の公布

●閣法だが、実質的に議員立法

世界の動向

●障害を有するアメリカ人法＜ADA＞（1990年）



〔豪〕障害差別禁止法（1992年）

〔N-Z〕人権法（1993年）

〔英〕障害差別禁止法（1995年）

●障害者権利条約（2006年採択）



〔独〕一般均等待遇法（2009年）

〔英〕平等法（2009年）

障害を巡る2つの事例

①チアリーダーのコーリー・スマート

②ケイシー・マーティンのゴルフカート

(出典) マイケル・サンデル(訳者: 鬼澤忍)『これからの「正義」の話をして
いまを生き延びるための哲学』(早川書房、2011年)

フランスの判例

①国務院2008年11月14日判決

- ・体育教師に水難救助及び応急処置の資格を要求する政令の廃止を求める訴えが教職員組合から提起された。
- ・確かに、法律は、障害が当該雇用と両立不可能と宣言されたり、個々の障害者の雇用へのアクセスを可能にするための適切な措置(合理的配慮)が過重な負担にならない限りにおいて、障害者のための特別な法令の規定又は適切な措置を設けることを行政に義務付けている。
- ・しかしながら、国務院は、次のような理由から訴えを退けた。
「(水難救助及び応急処置の)要請は、生徒が取り組む対象であるスポーツ活動に内在する危険に直面することになる生徒の安全を確保するという目的を有しており、それは体育教師の雇用における活動と結び付いている。かかる状況において、ある障害者が適切な方法によりその雇用にアクセスできるようにするために行政が講ずべき障害の補償措置が、廃止を求められた一般的に要求される資格に関する政令に規定されていないことは、当該政令が違法性を帯びるような障害に基づく非差別の原則の侵害には当たらない。」

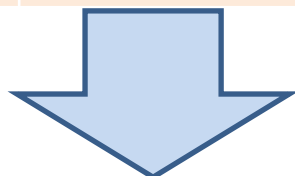
<続き>

②国務院2004年10月27日判決

- ・目の不自由な弁護士が、弁護士から裁判官への任官の条件とされた認定研修を修了したものの、研修の結果報告及び試験官の意見に基づき任官候補者に採用されなかった。
 - ・これに対して、当該弁護士から、任官候補者への登録拒否の取消を求めて訴えが提起された。
 - ・裁判所は、「裁判官への直接的任官は、候補者が司法の任務の全体を遂行する適性が条件である」と述べた上で、次のとおり判示した。
- 「委員会は、法務官団への任官を提案しなかったが、それは必ずしもその視覚障害を理由にしているわけではなく、その研修及び試験官との面接によって判明した法的思考及び技術の能力の欠如を勘案してのことである。」

障害者差別解消に向けた3つのアプローチ

民事法的アプローチ	私的自治の原則に則り、当事者間において訴訟等を通じて権利を実現する手法
刑事法的アプローチ	罪刑法的主義や構成要件明確主義の下での国家刑罰権の発動を強制圧力の中核に据える手法
行政法的アプローチ	行政法規により行為規範を定立し、行政措置によりその実効性を確保する手法



ガイドライン等と行政措置を
組み合わせた柔軟な対応

●障害者差別解消法は「**行政法的アプローチ**」が基本



●これに加え、障害者差別解消支援地域協議会による「**地域づくりアプローチ**」が特徴

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

【略称】

障害者差別解消法

●法律の基本的位置付け

＝障害者基本法の基本的な理念＊に則り、
基本法第4条の「差別の禁止」の規定を
具体化する立法

＊コミュニケーション手段の尊重等を含む

1 目的(第1条関係)

○この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、差別の解消を推進し、もって全ての国民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としたこと。



* 前文はないが、目的を丁寧に規定

- 障害者基本法第4条(差別の禁止の基本原則)の具体化
- 全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現

2 定義(第2条関係)

(1) 障害者

:身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。

(2) 社会的障壁

:障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。

(3) 事業者

:商業その他の事業(地方公共団体の経営する企業を含む。)を行う者。

(4) 行政機関等

:国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第3章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。10において同じ。)及び地方独立行政法人。



- 障害者権利条約を踏まえた**社会モデル** ⇒「社会的障壁」
- 障害者基本法の障害者の定義 ⇒難病、発達障害、障害「児」を包含
- 事業者 ⇒非営利を包含。地方公営企業等は事業者扱い。
 - * 一般私人の思想・言論は、本法の対象外。
 - 啓発活動による対応

3 国・地方公共団体、国民の責務(第3・4条関係)

○国及び地方公共団体

: 障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、実施しなければならないこと。

○国民

: 障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならないこと。



- 国・地方公共団体のみならず国民を含めた「**責務規定**」
* 本法により「**上乘せ・横出し条例**」が制限されることはない。

4 社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備(第5条関係)

○行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の**必要な環境の整備**に努めなければならないこと。



●個別に求められる「合理的配慮」とは区別される「**環境の整備**」

⇒ 建築物のバリアフリー化、職員に対する研修等

*「合理的配慮」は、個々の障害者からの意思表示があった場合

5 障害を理由とする差別の禁止(第7・8条)

(1) 行政機関等における障害を理由とする差別の禁止

- ① **行政機関等**は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならないこと。
- ② **行政機関等**は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならぬこと。

(2) 事業者における障害を理由とする差別の禁止

- ① **事業者**は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならないこと。
- ② **事業者**は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならぬこと。

●差別的取扱いの禁止

⇒国・地方公共団体等＋民間事業者等

＝法的義務

●合理的配慮の不提供の禁止

⇒国・地方公共団体等

＝法的義務

民間事業者等

＝努力義務⁸

留意点

●障害者基本法の「差別の禁止」(第4条)を具体化



(1) 差別的取扱い

- ・間接差別等: 具体的な相談事例や裁判例の集積等を踏まえた上で対応

(2) 合理的配慮の不提供

- ・「意思の表明」があった場合に**個別に行われる**
Cf. 基本法4条2項「それ(=社会的障壁)を必要とする障害者が**現に存し**」
* 障害者本人からだけではなく、本人が意思の表明を行うことが困難な場合には、**家族等からの意思の表明**でも可能
- ・不特定多数を対象とする「事前的改善措置」は、差別解消に向けた「**環境の整備**」(第5条)と位置付け
- ・「**過重な負担**」を伴う場合は、合理的配慮は不要
Cf. 基本法4条2項「その実施に伴い負担が過重でない」

差別禁止類型の整理

差別（障害者基本法4条）

不当な差別的取扱い

合理的配慮の不提供

作為の禁止
(...してはならない)

不作為の禁止
(...しなければならない)
(...努めなければならない)

障害者差別解消法

不当な差別的取扱い

合理的配慮の提供

行政機関等

禁止

法的義務

事業者

禁止

努力義務

6 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(第6条関係)

- (1) 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する**基本方針**(以下「基本方針」という。)を定めなければならないこと。
- (2) 基本方針は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向、行政機関等が講ずべき措置に関する基本的な事項、事業者が講ずべき措置に関する基本的な事項等を定めること。
- (3) 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、**閣議の決定**を求めなければならないこと。
- (4) 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、**障害者政策委員会の意見**を聴かななければならないこと。



- 主体:政府(**閣議決定**)
- 手続き:障害者政策委員会の意見聴取、障害者その他の関係者の意見反映に必要な措置が必要
- 内容:
 - ①施策の基本的方向
 - ②行政機関等の措置の基本的事項
 - ③民間事業者等の措置の基本的事項
 - ④その他重要事項

ガイドライン方式

基本指針

(政府【閣議決定】)

行政機関等向け

事業者向け

国等対応要領

(各府省等)

地方公共団体等

職員対応要領

(各地方公共団体の機関等)

対応指針

(主務大臣)

障害者等の関係者の意見を反映させるための必要な措置

7 国及び地方公共団体等の対応要領(第9・10条)

(1) 国等職員対応要領

- ① 行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、当該行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な**要領**を定めること。
- ② 行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないこと。

(2) 地方公共団体等職員対応要領

- ① 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な**要領**を定めるよう努めること。
- ② 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと。
- ③ 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならないこと。



- 基本方針に則して作成
- 内容: 不当な差別的取扱いの具体例、合理的配慮の好事例等
- 手続き: 障害者その他関係者の意見反映に必要な措置

8 事業者の対応指針、行政措置等(第11~13条)

(1) 事業者のための対応指針

- ① 主務大臣は、基本方針に即して、事業者が適切に対応するために必要な**対応指針**を定めること。
- ② 主務大臣は、対応指針を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないこと。

(2) 報告の徴収並びに助言、指導及び勧告

- 主務大臣は、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、事業者に対し、**報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告**をすることができること。

(3) 事業主による措置に関する特例

- 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律の定めるところによること。



- 対応指針: 不当な差別的取扱いの具体例、合理的配慮の好事例等
 - * 基本方針に則して、主務大臣が作成
 - * 障害者その他関係者の意見反映に必要な措置
- 行政措置: (特に必要な場合) **報告徴収** ⇒ **助言・指導** ⇒ **勧告**
- 雇用分野 ⇒ 障害者雇用促進法

9 体制整備、啓発活動、情報収集等(第14～16条)

(1) 相談及び紛争の防止等のための体制の整備

○国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談及び紛争の防止等に必要な体制の整備を図ること。

(2) 啓発活動

○国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うこと。

(3) 情報の収集、整理及び提供

○国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。



●体制整備 ⇒相談、紛争防止・解決

●啓発活動

* 障害者福祉施設の立地に関し、**住民同意を要件としないこと**

【附帯決議】 国及び地方公共団体において、グループホームやケアホーム等を含む、障害者関連施設の認可等に際して周辺住民の同意を求めないことを徹底するとともに、住民の理解を得るために積極的な啓発活動を行うこと。

●情報収集等

* 国外も含め情報収集し、適切な運用に反映

10 障害者差別解消支援地域協議会(第17条から第20条まで関係)

(1) 国及び地方公共団体の機関であつて、障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するものは、地方公共団体の区域において関係機関により構成される**障害者差別解消支援地域協議会**を組織できること。

(2) 協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、**特定非営利活動法人等の団体、学識経験者等**を構成員として加えることができること。

(3) 協議会は、**情報の交換、障害者からの相談及び事例を踏まえた協議並びに障害を理由とする差別を解消するための取組**を行うとともに、それらを行うため必要があると認めるとき又は協議会の構成機関等から要請があつた場合に必要があると認めるときは、構成機関等に対し、事案に関する情報の提供及び意見の表明その他の必要な協力を求めることができること。

(4) 協議会の**庶務**は、協議会を構成する**地方公共団体**において処理すること。

(5) 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならないこと。

(6) 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこと。



- ネットワーク構築 ⇒ 谷間、たらい回しを回避
- 役割: ① 必要な情報交換
② 障害者からの相談・相談事例を踏まえた差別解消のための取組の協議
- 構成: 地域の実情等を踏まえ各協議会で判断
- 庶務: 地方公共団体
* 設置は地方公共団体の判断(必置ではない)

11 主務大臣等、罰則(第21～26条)

(1) 主務大臣等

- ① この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣等。
- ② 主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができること。

(2) 罰則

- ① 地域協議会従事者の守秘義務に違反した者は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処すること。
- ② 事業者の報告徴収の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処すること。



●主務大臣＝事業所管大臣 ⇒対応指針の作成、行政措置の実施

●罰則：

- ① 刑事罰... 地域協議会従事者の守秘義務違反
- ② 過料... 報告徴収義務違反

12 施行期日等(附則)

(1) 施行期日等

① 施行期日

本法は、平成28年4月1日から施行すること。ただし、基本方針等に関する経過措置に係る規定の部分は、公布の日(平成25年6月26日)から施行すること。

② 基本方針等に関する経過措置

基本方針、国等職員対応要領、地方公共団体等職員対応要領及び対応指針の作成並びにこれらに関し必要な手続その他の行為については、この法律の施行前においても、行うことができること。

(2) 検討

政府は、本法の施行後3年を経過した場合において、本法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うこと。



● 施行日：平成28年4月1日

- * 基本方針、対応要領・対応指針は、施行日前に策定可能
- * 3年見直し規定

障害者の権利に関する条約

1. 条約の趣旨

目的: 障害者の人権・基本的自由の享有の確保、障害者の固有の尊厳の尊重の促進

→ 障害者の権利の実現のための措置等を規定:

- ◆ **障害に基づくあらゆる差別(合理的配慮の否定※を含む)の禁止**
- ◆ 障害者の社会への参加・包容の促進
- ◆ 条約の実施を監視する枠組みの設置、等

※過度の負担ではないにもかかわらず、障害者の権利の確保のために必要・適当な調整等(例: 段差への渡し板の提供等)を行わないこと

2. 条約成立の経緯・締結に向けた国内の取組

2006年 12月 国連総会で採択

2007年 9月 我が国が署名

2008年 5月 条約発効 (2014年 3月時点で **143か国・機関**が締結済み。)

↓

- 条約締結に先立ち、障害当事者の意見も踏まえつつ国内法令の整備を推進

2009年 12月 「障がい者制度改革推進本部(本部長: 内閣総理大臣)」設置, 当面5年間に障害者制度に係る改革の集中期間に設定

2011年 8月 障害者基本法(改正)

2012年 6月 障害者総合支援法(成立)

2013年 6月 障害者差別解消法(成立), 障害者雇用促進法(改正)

↓

- これらの法整備をうけて, 国会において議論され, 2013年 11月 19日の衆議院本会議, 12月 4日の参議院本会議において全会一致で締結が承認された。

↓

- 2014年 1月 20日 我が国は「障害者権利条約」を締結し, 2月 19日に条約は我が国について効力を発生した。

3. 条約締結の意義・必要性

- 障害者の権利の実現に向けた我が国の取組を一層強化

(障害者の自由権的権利(身体的自由・表現の自由等)・社会権的権利(教育・労働等)を促進)

(条約の実施を監視する枠組み, 締約国による報告義務等 → 我が国の取組を後押し)

- 人権尊重についての国際協力を一層推進

(出典) 2014年 9月 1日 障害者政策委員会

障害者権利条約の批准

- 平成25年12月4日 締結のための国会承認
- 平成26年1月20日 批准書の寄託
→締約国
- 同 2月19日 効力発生
(=寄託から30日)

ギイ・ド・モーパッサン『盲人 (L'aveugle)』

この朝の太陽の歓びは、一体何だろう。この地面に注ぐ光は、なぜ我々を生きる喜びで満たすのだろうか。空は青く、野辺は一面緑で、家々は真っ白だ。そして、我々の心に歓喜を呼び起こす、これら生き生きとした色彩は、我々の目に染み入る。さらに、我々は、踊ったり、走ったり、歌ったりしたくなり、歌いたくもなり、軽やかな幸福感や解き放たれた優しい心が湧き出てくる。ついには、太陽を抱きしめたくなる。

永遠の闇の中で泰然として戸口に身を置き、この新たな輝きの真っ只中で、いつものように静かにたたずむ。 . . .

<略>

* ある冬の日、街に出かけた盲人は、家には戻らず、さまよった末に亡くなってしまう。

そして、憐れな人に対する悲しい思い出や憂鬱な思いなしには、太陽のまばゆい光を見ることができない。また、人生のあまりの不幸故に、彼のおぞましい死さえも、彼を知る人々にとって慰めでさえあった。

皆は1人のために、1人は皆のために Tous pour un , Un pour tous .

アレクサンドル・デュマ・ペール(竹村猛訳)『**三銃士**』

(角川書店、昭和36年)

【抜粋】

「もちろんだ」と、アトスが言った。「認めるだけじゃなくて、大いに讃えてやるな」

「ところで、みんな」と、ダルタニャンはべつに自分のやり方をポルトスに説明してやろうともせず、「四人は一つ、切っても切れぬ、これがわれわれのモットーだ、いいね」

ポルトスはぶつぶつ言いながらも、みんなにならって手をさしのべた。そこで四人の友は、ダルタニャンが言った言葉を、声をそろえてくりかえした。

< **四人は一つ、切っても切れぬ** >

「よし、ではみんな、それぞれ自分の家に引きあげることにしよう」と、ダルタニャンはまるで今までもずっと指揮を取っていた人間のような言い方だった、「気をつけてくれたまえ、これからは枢機卿がわれわれの直接の相手なんだから」

たゆたえど沈まず
Fluctuat nec mergitur